

ピラー 2 とCFC税制

令和4年6月17日

岡直樹

oka@tkfd.or.jp



東京財団政策研究所
THE TOKYO FOUNDATION FOR POLICY RESEARCH

令和4年度与党税制改正大綱

令和3年12月10日「令和4年度税制改正大綱」

自由民主党 公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方 -抄-

本年 10 月に国際課税制度の見直しに係る歴史的な合意が実現した。これは、デジタル化を含む経済実態の変化に対応するとともに、過度な法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境の整備に資するものであり、強く歓迎する。わが国は、本合意の国際的な実施に向けて引き続き主導的役割を果たすとともに、国内において、国際合意に則った法制度の整備を進める。

本報告の問題意識

21年10月の「最終合意」が示したGloBEルール（15%ミニマム税）を日本租税法に落とし込むにあたり、次を検討し得るのではないかな。

GloBEルールは、「グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべき」*というBEPS問題に対処するためのものであるが、わが国のCFC税制の基準(複数個)には、適正所得課税のためのほか、BEPS対抗的な要素が含まれていると言いうる。

一方、GloBEルールにより世界中どこでも法人税率が最低15%以上の世界がもたらされた。

こうした大きな環境変化も踏まえ、課題はあるとしても、CFC税制に含まれるBEPS対抗基準と言いうる部分は大胆な合理化を検討しうのではないかな。

*財務省「経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応」令和3年9月

※本報告は、OECD/G20 BEPS包括枠組による最終合意（2021年10月）、GloBEモデルルール（2021年12月）、GloBEモデルルールコメンタリ(2022年3月) の情報に基づいて検討している。

<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm>

CFC税制の2つの側面と問題提起

	租税回避否認 (適正所得課税)	BEPS (利益移転・課税ベース浸食) 対抗措置と言っているもの
対象となる場合と理由	- 外国子会社が実体を欠く場合 - 経済合理性に疑いのある場合 ⇒これらの場合、外国子会社の所得は親会社に帰属するのが正しいはずだから	一定の実体・実態はあるが、その所得が外国子会社に帰属することの合理性に疑いがある場合 ⇒日本からできる事業を税を理由に軽課税国の子会社を通じて展開しているから
課税の基準	- ペーパーカンパニー・キャッシュボックス 租特法66の6②ニイ - 実体基準 (事業所等の保有を要求) 租特法66の6②三口 - 管理支配基準 (自ら運営することを要求) 租特法66の6②三口 - 受動所得 (帳簿操作のリスクが高い) 租特法66の6⑥ - 異常に利益率の高い所得 (同上) 租特法66の6⑥十一	- 非関連者基準 (合算課税を免れるためには、卸売業、金融業等の場合、主として関連者以外の者と取引を行っていることを要求) 租特法66の6②三八(1) - 所在国基準 (同、本店所在地国で主たる事業を行っていることを要求) 租特法66の6②三八(2) - 事業基準 (同、株式保有や特許権保有などでないことを要求) 租特法66の6②三イ
問題提起	- CFC税制 (29.7%) を維持 - 課税の基準に「税軽減のための実態を伴わない取引」を加える	CFCの対象から外し、IIR (15%トップアップ税) のみ課税する。対象は大法人のみ

問題意識の背景

- (1) 事務負担と日本企業の国際競争力
- (2) 日本CFCとGloBEルール
- (3) 日本CFC税制の趣旨

(1) 事務負担と日本企業の国際競争力

- ある企業の実例として、平成29年度改正の前後で、対象外国子会社の数が3倍、作業工数が4～5倍に増加したことが報告されている。

(注) 経済産業省(2021)「デジタル経済化における国際課税のありかたについて」脚注29。同報告書は、経済合理性の有無を基準としたCFC税制の簡素化を主張する声があることについても述べている(15頁)。但し、経済合理性は企業と課税当局の間で意見の不一致が生じやすい分野であり、この考え方による場合、安定的な基準とするための工夫が必要か。

- 日本の多国籍企業はグローバルに展開している。(OECD 法人税統計第3版参照)
 - ✓CbCR(2017)を提出したわが国の多国籍企業(連結売上1000億円超)は866社(米国1575社に次いで第二位)
 - ✓子会社所在国数は198か国(第一位。米国は141か国)
- 外国関係会社の財務諸表、外国の納税申告書の写しの添付が必要
- 税務職員が経済活動基準の充足(CFCの適用除外)判定のために資料等の提示又は提出を求めた場合、これが無い場合には、経済活動基準を満たさないものと「推定」される(平成29年度改正後措法 66の 6④)。

(2) 日本CFC税制 と GloBEルール

	日本CFC	GloBE (IIR)
制度の趣旨	- 租税回避防止 — 海外子会社を設立して経済活動を行い、配当を受けない場合、わが国の租税を回避することができる * 1 - 日本の課税ベース浸食への対抗措置 * 1	巨大多国籍企業（連結売上750億ユーロ以上）が、活動するそれぞれの国(operate)で得た所得に対して最低水準の税を支払うことを確保する * 2
仕組	外国子会社(CFC)の稼得した所得に対し、配当の有無を問わず、株主に対して発生時に課税する制度 * 3	外国子会社の国別の税負担率に基づき、トップアップ税として計算される。その後各外国子会社に配賦される。 * 4

* 1 後述「(5) 日本CFC税制の趣旨」

* 2 コメンタリ(2022)パラ 1 「Introduction」

* 3 モデルルール(2021) Art.10.1.1 「Definition」

* 4 コメンタリ(2022) Article 10 パラ 8 「CFC Tax Regime」

(3) 日本CFC税制の趣旨

租税回避防止－「CFCが配当しないことが不当」(H21以前には妥当)

タックスヘイブン税制の立法にあたっては、課税の中立論（国内のみで活動する法人と海外に展開する法人のバランス、公平）ではなく、租税回避防止論が基礎とされたといわれている。合算課税という課税手法を採用するのも、課税対象留保金額は通常であれば株主に還流されるべきであり、株主はそうするだけの支配力を持っているにもかかわらず、留保所得を蓄積しているところに税の回避を推認するという考えの現れとしている。高橋元監修「タックスヘイブン対策税制の解説」清文社(1979) 92頁、93頁参照

日本の課税ベース浸食への対抗措置

「平成21年度改正で外国子会社配当が益金不算入とされたため、日本の支配株主に配当しないことをもって不当とみる考え方をそのまま維持することは困難になった。この中で、端的に日本の課税ベースへの浸食への対抗措置としてこの制度をとらえる考え方が有力になった。そして、平成22年度改正が可動性の高い資産運用的な所得を標的とするルールを新設し、さらに平成29年度改正で租税回避リスクを複数のテストによりとらえるやり方へと転換した。」増井良啓・宮崎裕子「国際租税法」（第4版）東京大学出版会186-187頁

日本の税制にとって有害な影響を持つ他国の制度に対抗するための国内法

「一般に、自国における税負担の公平性や中立性に有害な影響をもたらす可能性のある他国の制度に対抗する手段として、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制を設けることは、国家主権の中核に属する課税権の内容に含まれるものと解される」（3頁）（グラクソ事件。最高裁平成17年（行ヒ）第89号同19年9月28日第二小法廷判決・民集61巻6号2486頁参照）」（5～6頁）

検討

CFC税制もBEPS対抗措置も広く言えば租税回避に対抗するための個別規定である。

GloBEルール(15%ミニマム税)により、グローバルに租税回避しにくい世界がもたらされた。

GloBEルールの導入を契機としてCFC税制を検証するにあたっては、「外国子会社に一定の実体や経済合理性があっても、わが国からできる事業を税を理由に外国で展開し、わが国の課税ベースが侵食されているか否か」に着目して経済活動基準のありかたを検証することが考えられるのではないか。

- (1) 経済活動基準を見直した税制改正の例
- (2) 受動的所得の範囲
- (3) CFC税制を縮小して大丈夫か？

(1) 経済活動基準を見直し、CFC税制の適用範囲を縮小した税制改正の例

イ 事業基準（H22 地域統括会社の例）

- CFC税制の適用を免れるためには、主たる事業が株式の保有、船舶・航空機リース等でないことを要求
- 事業基準により、持ち株会社等がCFC税制の適用除外の対象とならないことについて、その事業の性格からしてわが国においても十分に行いうる事業をわざわざタックスヘイブンで行うことについては、税負担軽減以外の経済的合理性を見出すことは困難である、という説明がなされている（高橋元監修「タックスヘイブン対策税制の解説」130, 131頁。
⇒ 本報告の問題意識に立てば、下線部分は「BEPS問題」ということになるのではないか。
- 平成22年度改正で、地域統括会社（持ち株会社）については事業基準から除外した。これは、「地域経済圏の形成を背景に、地域ごとの海外拠点を統合する統括会社を活用した経営形態に変化してきている」（いわば「ミニ本社」）ことから「その地で経済活動を行うことに十分な経済合理性があると評価することが適当である」と説明されている。「平成22年度税制改正の解説」494頁）

□ 所在地国基準（H29 来料加工の例）

- CFC税制の適用を免れるためには、主として所在地国で事業を行っていることを要求。非関連者基準が適用される業種（卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業）以外の業種に適用。
- 平成29年度改正で、一定の製造業に関する基準を見直し、いわゆる来料加工が所在地国基準を満たす（CFC税制の適用除外となる）こととされた。
- 改正の理由について、「『外国子会社の経済実体に即して課税すべき』とのBEPSプロジェクトの基本的な考え方を踏まえ、新たに本店所在地国において製造行為を行う場合に加えて、『本店所在地国において製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与している場合』にも、所在地国基準を満たすこととされました（措令39の14の3②三）」と説明されている。「平成29年度税制改正の解説」683頁

(2) 受動的所得の範囲

- 外国子会社の受動的所得は、各国の制度でCFC税制の対象とされている。
- わが国の場合他国の例と比べて受動的所得の範囲が広い可能性がある。
IIR課税の対象になる場合、CFC税制の適用範囲として維持すべきか再検討し得るのではないか。

日本CFC	EU CFC (ATAD)モデルA	GloBE (OECD)
・ 利子 ・ 有価証券の貸付対価 ・ 有価証券の譲渡損益 ・ デリバティブ取引の損益 ・ 外為取引の損益 ・ 上記損益の起因となる資産の運用、その他 ・ 保険所得 ・ 固定資産の貸付対価 ・ 無形資産等の使用料 ・ 無形資産等の譲渡損益 ・ 異常所得（資産や人件費の裏付けのない所得）	・ 金融資産から生じる利息またはその他の所得 ・ ロイヤルティまたは知的財産から生じるその他の所得 ・ 配当金および株式の処分による所得 ・ ファイナンス・リースからの所得 ・ 保険、銀行およびその他の金融活動からの収入 ・ 関連企業から購入し、関連企業に販売した商品およびサービスから販売およびサービス収入を得る請求書発行会社からの収入で、経済的価値を全く、またはほとんど付加しないもの。	(a) 配当金または配当金相当額 (b) 利息または利息相当額 (c) 家賃 (d) ロイヤルティ (e) 年金（一定期間にわたって支払いを受ける契約上の権利） (f) (a) から (e) に記載の収入をもたらす種類の財産からの純収益。

(3) CFC税制を縮小して大丈夫か？

1. CFCを縮小した場合、IIRは大規模法人しか対象にしていないことから、中小法人や個人による租税回避への備えがおろそかになるのではないかと懸念がありうる。

この懸念に応えるとすれば、例えば、CFC税制の基準に、実態を伴わない取引によるCFCの所得の否認規定を加えることが考えられるのではないか。

EUは、2016年のATAD（租税回避防止指令）により加盟国が2019年までに国内法で導入することを義務づけているが、その際、次の2つの類型から選択することができる。

モデルA：外国子会社の受動的所得（配当、利子、使用料、金融所得）で還流されない所得を課税ベースに含めること

モデルB：主に税利益を得るために行われた実態^(注)を欠く取り決め（non-genuine arrangement）に由来し、還流されない所得を課税ベースに含めること
(注) いわゆるヤフー事件（最一小判H28,2,29）でも「実態」という用語が用いられている。

2. なお、軽課税国が国内ミニマム税を導入した場合、日本はIIR課税をできなくなるが、日本国内法のCFC課税は外国の国内ミニマム税に優先することから（文末参考2参照）、逆にCFCは縮小すべきでない（維持ないし強化）という意見もあり得る。

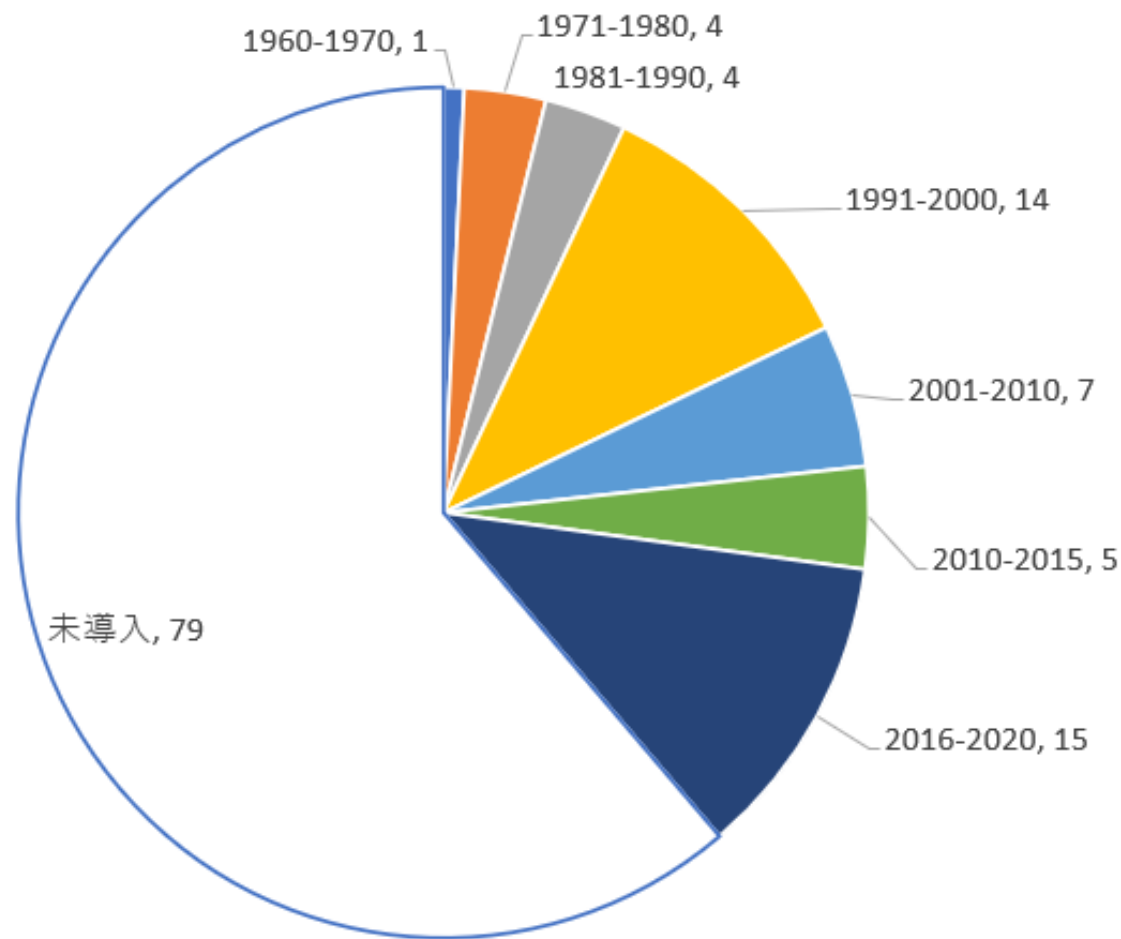
(参考) CFC税制導入状況

CFC税制は、米(1962)、独(72)、加(76)、日(78)、仏(80)、英(84)が他に先駆けて導入。

2020年現在、導入国(50か国)は多数派ではない。また、導入国の4割は10年未満の経験しかない。制度の具体的内容も、他の国際課税制度に比べて各国で均一ではない。

EUは、2016年に加盟国に対して、2019年までにCFC税制やGAARの導入を求めた(ATAD)。これを受け、2016年以降EU域内の12か国がCFAを国内法に導入している。

CFC税制について、国際社会は経験豊富とは言えない。



(出所) OECD HP資料より作成 (2020)

まとめ

- **GloBEルール**により国際課税を巡って「租税回避のしにくい世界」が出現する。これは、国内法の**CFC税制**のありかたの検証を促す重要な契機となりうる。
 - ✓ 国内法による租税回避への備えも、環境の変化に合わせて合理化を検討しうるはずである。
 - ✓ **GloBEルール**（企業会計ベース）の導入により、**CFC税制**（税務会計ベース）と異なる事務が追加されることになる。これは、企業・課税庁にとって負担になる。
 - ✓ “租税回避”あるいは“利益移転による課税ベースの浸食”（**BEPS問題**）と目される現象につき、**29.7%**（国内法税率）で課税すべきか、**15%**（グローバルミニマム税率）で課税すべきかを考える必要がある。
 - ✓ なお、「経済合理性」を個別に認定するのではなく、定式による適用除外は参考になる。メリット（簡素な制度）・デメリット（産業によっては不利）があると思われる。
 - ✓ **IIR**はそれなりの規模の追加法人税収をもたらす(推計:2000~7000億円程度)。わが国の法人税収に占める日本の多国籍企業の割合は**72%**だが、これは**OECD**で最も多い割合（**2017**）。
- **CFC税制**のありかたの検証にあたっては、経済活動基準のうち**BEPS**対抗措置とよいうる部分（**GloBEルール**がカバーする部分）に着目してはどうか。一方、適正所得算出のための規定については維持する必要がある。こうした検討の方向性については理論的根拠を見出すことが可能と思われる。
- **ピラー2（GloBE）**は**ピラー1**のように租税条約ベースの制度でないので、特別な紛争処理手続きの適用がない。また、何が“適格”な制度なのかについての判定方法などが明らかでない。**CFC税制**について各国の経験も豊富とはいえず、これに類似した**IIR**について安定的に運用されるかどうか確信をもてないのではないか。

（なお、日本企業が無形資産からの利益を国内・国外いずれで稼得しても税負担を等しくするため、国外由来の無形資産所得の税率を**15%**とする措置を検討しうると思われる）。

(参考 1) 除外基準は個別”認定“が不要な定式が有効でないか

”定式“は超過利益の測定であるとともに、経済合理性の基準ともいえないか。
更には、源泉地国への課税権配分・二重課税排除にも資する。

■ Substance based income exclusion ピラー 2

- ・ 給与部分（適格従業員の賃金の金額×5%）及び資産部分（工場設備、土地、天然資源、賃借物件等の金額×5%）により算定。

■ 適格事業資産投資額（Qualified Business Asset Investment）（米国）

- ・ 内国法人の超過所得 適格所得のうち、「適格事業資産投資額」の10%を超過する部分。適格事業資産（QBAI）とは、営業または事業で用いられる有形減価償却資産の合計額。

■ Excess profits analysis BEPS報告書（2015）

各国制度に例はみられないが、低課税国で稼得された利益のうち「通常利益」（normal return）を超える部分をCFC対象所得とするものとしている

通常利益の金額 = 利益率 × 適格持分(Eligible equity)の額

- ・ 利益率はリスク投資の利益率による。リスク投資の収益率について、経済分析の経験からは（産業・レバレッジ・国でも異なるが）8～10%程であることが示されている。（産業よりビジネスモデルが重要との指摘もある。J&J社）
- ・ 適格持分 軽課税国での実際の活動に係する資産(知的財産を含む)のみが対象となる

(参考 2) GloBEルールとCFC (ピラー 2 コメントリ)

- IIRとCFC税制は併存する Art. 10.1 コメントリ

CFC Tax Regime

8. An IIR is not included in the definition of a CFC Tax Regime. Although CFC Tax Regimes impose tax on the owners of a foreign subsidiary, they are distinguishable from an IIR in that, the Top-up Tax under the IIR is initially computed on a jurisdictional basis so as to bring the tax paid on excess profits in that jurisdiction up to an agreed minimum tax rate. Those taxes are then allocated to each LTCE in proportion to that Entity's GloBE Income before being brought into charge by a Parent Entity. Given the policy and mechanical differences between the two, a jurisdiction is not required to replace an existing CFC Tax Regime by introducing an IIR and, therefore, is not prevented from employing both an IIR and a CFC Tax Regime in its domestic tax laws.

- 国内法のCFC税制がGloBEルール(①QDMTT⇒②IIR⇒③UTPR)に優先して適用される。Art.4.3.2(c) コメントリ

45. It is intended that the GloBE Rules apply after the application of the Subject to Tax Rule and domestic tax regimes, including regimes for the taxation of PEs or CFCs. Therefore, to preserve the intended rule order, domestic tax regimes should not provide a foreign tax credit for any tax imposed under a Qualified UTPR or IIR which is implemented in a foreign jurisdiction, otherwise the application of that domestic tax regime would create circularity issues since those Taxes have already been determined prior to applying the Qualified UTPR or IIR.

- 親会社に対するCFCの税は、子会社に配賦され、実効税率の計算にあたり考慮される。Art 4.3.2.(c) コメントリパラ58
- ただし、パッシブ所得にかかる部分についてのCFC税配賦(push down)は一部制限される。モデルルールArt 4.3.3。パッシブ所得の定義についてはモデルルールArt 10.1 コメントリパラ86-87